

# 琴浦町こども園給食調理等業務委託事業

## 募集要項

令和7年10月  
琴 浦 町

## 第1 募集要項等の定義

琴浦町（以下「町」という。）では、町が設置運営する認定こども園（5施設）のうち、2施設で実施している給食調理等業務の更新にあたり、1施設を追加して令和8年度より3施設を民間事業者に委託します。

また、調理等業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、調理等業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用することとしました。

この募集要項は、琴浦町こども園給食調理等業務委託事業に係る事業者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、この募集要項に併せて交付・公表する次の資料も、この募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

仕様書：町が事業所に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：こども園給食調理等業務（以下「委託業務」）という。）に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

## 第2 事業の概要

### 1 事業の名称 琴浦町こども園給食調理等業務委託事業

### 2 対象施設

	名 称	定員(人)	所 在 地
1	やばせこども園	120	琴浦町大字田越550番地
2	しらとりこども園	140	琴浦町大字下伊勢164番地1
3	ふなのえこども園	90	琴浦町大字出上131番地1

### 3 委託業務内容

業 務 内 容	作 業 内 容
食材納入	ア 発注 イ 受取 ウ 檢収 エ 伝票整理 オ 在庫管理
調理	ア 仕込み イ 調理 ウ 炊飯
盛り付け・片付け	ア 盛り付け

	イ 食器・食器取り扱い器具の洗浄及び消毒 ウ 残飯及び残菜の処理
施設管理	ア 調理室等の衛生管理 イ 機械、器具類の管理（消毒及び乾燥管理） ウ 食品の衛生管理 エ 防火管理
その他	上記の業務に附帯する業務

#### 4 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

#### 5 受託者

公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定します。

#### 6 調理食数

各施設の調理食数は、仕様書「3 調理食数」及び添付資料「3 こども園給食調理食数」を参照してください。

#### 7 業務日及び休日

- (1) 業務日 月曜日から土曜日までの日（土曜日は離乳食及びおやつ対応のみ）
- (2) 休日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

#### 8 業務引継ぎ期間等

業者決定後から令和8年3月31日までの間を業務引継ぎ期間とします。

各施設の調理責任者（配置予定者）は、この期間中に現地で引継ぎを行ってください。

### 第3 参加事業者の条件等

#### 1 参加資格

- (1) 参加事業者が備えるべき要件

参加事業者の資格要件は、次のとおりとします。

##### ア 参加事業者資格要件

参加事業者は、次の要件を満たしていることが必要です。

(ア) 法人格を有し、委託業務を円滑に処理することができるよう、安定かつ健全な財政能力を有していること。

(イ) 運営実績又は受託実績が、次のいずれかに該当するものであること。

a 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所の運営（受託を含む。）又は保育所を対象とした給食調理業務の受託の実績を3年以上有していること。

b 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づくこども園の運営（受託を含む。）又は

こども園を対象とした給食調理業務の受託の実績を3年以上有していること。

c 小学校又は中学校を対象とした給食調理業務の受託の実績を3年以上有していること。

d 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理業務の実績を5年以上有していること。

(ウ) 連絡調整を速やかに行うため、鳥取県内に、本社、支社、営業所又は出張所等のいずれかがある者であること。

(エ) 委託契約の締結時に(ア)及び(イ)に掲げる要件を満たす履行保証人を確保することができること。

#### イ 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、このプロポーザルに参加することができません。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本町における一般競争入札の参加資格を制限されている者。

(イ) 琴浦町物品・役務等入札参加資格名簿に参加表明書の提出期限日までに登載されていない者

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立て、会社更正法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(エ) 国税及び地方税を滞納している者

(オ) 過去3年以内に、保育所・こども園又は学校を対象とした給食調理業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業の停止処分を受けた者

(カ) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過していない者

(キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

#### (2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加資格審査申請書の提出日とします。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までの間に参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

#### (3) その他の条件

ア 受託事業者は、委託業務を処理するため新たに職員を雇用する場合には、現に琴浦町こども園給食調理等業務を行っている職員の採用及び労働条件の維持に

配慮するよう努めること。

- イ 受託事業者は、委託業務を開始する日までに町及び現に琴浦町こども園給食調理等業務を行っている職員から業務の引継ぎを受けること。

## 2 参加に関する留意事項

### (1) 募集要項等の承諾

参加事業者は、参加資格審査申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

### (2) 参加費用の負担

参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 使用言語及び単位

参加に関して使用する言語は、日本語とし、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は、円とします。

### (4) 著作権

参加事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属します。

### (5) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更することができないものとし、返却しません。

### (6) 資料の取り扱い

町が提示する資料は、このプロポーザルへの参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

### (7) 参加申込みの無効に関する事項

次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、このプロポーザルへの参加申込みは、無効とします。

ア 参加資格審査申請書の提出時から受託事業者決定までの期間に、参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 一の参加事業者が複数の提案を行った場合

ウ 同一事項に対し、2以上の書類が提出された場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 著しく信義に反する行為があった場合

### (8) 本委託事業に係る契約予定金額の公表

本委託事業に係る契約予定金額の総額（3年度分合計。消費税及び地方消費税を含まない額）は下記のとおりですので、見積額は、この額以内で記入してください。

名 称	金 領
やばせこども園	42,969,000円
しらとりこども園	53,115,000円
ふなのえこども園	36,270,000円

#### (9) その他

- ア 町が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- イ この募集要項に定めるもののほか、このプロポーザルへの参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。

### 第4 事業者募集等のスケジュール

受託事業者は、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）で選定します。

実施スケジュールは、次のとおりとします。ただし、受付等は、午前8時30分から午後5時までとし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律に規定する休日は行いません。日程は変更する場合があります。

項目	時期（期限）
募集要項等の公表開始	令和7年10月8日
現地視察（希望事業者のみ）	令和7年10月16日
募集要項等に関する質問の受付期限	令和7年10月17日 午後5時（必着）
募集要項等に関する質問に対する回答	令和7年10月24日 予定
参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出期限	令和7年10月31日 午後5時（必着）
参加表明書（兼参加資格審査申請書）の結果の通知	令和7年11月7日
辞退届の提出期限	令和7年11月14日 午後5時（必着）
提案書類等の提出期限	令和7年11月17日 午後5時（必着）
審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和7年11月28日 予定
審査結果の通知	令和7年12月上旬
契約予定期	令和7年12月下旬
委託開始準備	契約締結後から令和8年3月31日まで

#### 1 募集要項等の公表

##### (1) 公表方法

本委託事業に関する募集要項等は、琴浦町ホームページにおいて公表します。

##### (2) 公表資料

ア 募集要項：本書

イ 仕様書

ウ 添付資料

エ 様式集

※ 上記書類が必要な場合は、各自、琴浦町ホームページからダウンロードしてください。（ホームページアドレス <http://www.town.kotoura.tottori.jp>）

## 2 現地視察

### (1) 実施期間等

ア 期 間 令和7年10月16日（木）

イ 時 間 午前10時から午前11時までの間とします。

### (2) 留意事項

ア 現地視察を希望する事業者は、令和7年10月9日（木）午後5時（必着）までに、法人名、参加者氏名、参加人数、希望園を、琴浦町子育て応援課へ電子メールにより連絡してください。

電子メールアドレス：[kosodate@town.kotoura.tottori.jp](mailto:kosodate@town.kotoura.tottori.jp)

イ 調理室は、業務に支障を来すため、入室することはできません。調理室外からの視察をお願いします。

ウ 参加人数は、1事業者2名までとします。

エ 観察時は、園長の指示に従ってください。

## 3 募集要項等に関する質問の受付・回答

この募集要項の内容に関する質問は、つぎのとおり受け付け、琴浦町ホームページにおいて回答します。

### (1) 質問の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出してください。

### (2) 受付期間

令和7年10月8日（水）から令和7年10月17日（水）午後5時まで（必着）

### (3) 回答期日

令和7年10月24日（金）予定

### (4) 電子メールアドレス

[kosodate@town.kotoura.tottori.jp](mailto:kosodate@town.kotoura.tottori.jp)

## 4 募集要項等に関する質問に対する回答書の公開

募集要項等に関する質問に対する回答書は、琴浦町ホームページにおいて公開します。なお、電話、口頭等による個別の対応はしません。また、無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しないことがあります。

## 5 参加表明書（兼参加資格審査申請書）等の提出

参加事業者は、次に定めるところにより、参加表明書等を提出してください。

### (1) 提出日時

令和7年10月31日（金）午後5時まで（必着）

### (2) 提出書類

ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号）

イ 様式第2号に記載する添付書類

### (3) 提出先

琴浦町子育て応援課

〒689-2392 琴浦町徳万591番地2

(4) 提出方法

参加表明書は、持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によることとします。  
会社概要については、次のとおり提出してください。

ア 会社の沿革及び組織を記載した書類並びに経営状況調査表（様式第3号）及び直近3期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）をA4判フラットファイルに編冊の上、提出してください。ただし、会社の沿革及び組織を記載した書類については、PR用パンフレットでも可とします。

イ ファイルの表紙及び背表紙に、「会社概要」及び「商号又は名称等」を記載してください。

(5) 参加事業者資格の確認審査

町は、参加資格の確認審査（以下「参加資格審査」という。）として、参加資格審査申請書により、この募集要項に記載している参加事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、当該要件を満たしていない場合には、失格とします。

**6 提案書の提出**

参加事業所は、次に定めるところにより、「提案書」を提出してください。

(1) 受付（提出）期間

令和7年11月7日（金）から令和7年11月17日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類 正1部、副7部

ア 提出書（様式第4号）、報告書（様式第5号）及び提案書（様式第6号から様式第10号まで）

イ 見積書（様式第11号）

(3) 提出先

琴浦町子育て応援課

琴浦町徳万591番地2

(4) 提出方法

ア 提案書は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めません。

イ 提案書の様式

（ア） A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。

（イ） 報告書（様式第5号）及び提案書（様式第6号から様式第10号まで）について記載してください。

（ウ） 「令和8年度琴浦町こども園給食調理等業務委託事業に関する提案書」を題名とし、事業者名及び代表者名を記載した表紙を付けてください。

ウ 無効（失格）となる提案書

（ア） 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

（イ） 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

#### エ 見積書

(ア) 見積額は、園ごとに記載してください。

(イ) 仕様書に基づき作成してください。

(ウ) 見積書（様式11号）に、年度ごとの内訳と詳細な積算内訳書（社員の職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等を項目とするもの）を添付してください。

(エ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者印（法務局等が証明する印鑑）とします。

(オ) 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めません。

(カ) 見積書（様式第11号）に記載する委託料の額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とします。

(キ) 見積額が第3の2（8）「本委託事業に係る契約予定金額」を超える場合又は異常に少額である場合等、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は、失格とする場合があります。

### 7 プレゼンテーション及びヒアリング審査

プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

#### (1) 実施日時

令和7年11月28日（金）予定 時間は別途通知します。

#### (2) 審査場所

琴浦町役場本庁舎 2階 第1会議室（予定）

#### (3) 実施時間

30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング質疑応答10分程度）

※準備及び撤収は、審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。

#### (4) 出席者

3人までとします。

#### (5) 準備物

プロジェクター、パソコンコンピューター等を使用する場合は、各自準備してください。（スクリーンは町で準備します。）

#### (6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

提案書の受付順とします。なお、辞退があった場合は、順次繰り上げる等の方法により対応します。

### 8 審査結果の通知

審査結果については、文書により通知します。

## 第5 提案書等の審査方法

### 1 選定委員会の設置

琴浦町こども園給食調理等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）

が、最優秀提案者の選定審査を実施します。

## 2 審査の方法

- (1) 委託事業者は、選定委員会の審査に基づき決定します。
- (2) 選定委員会は、参加事業者の提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容等を対象に審査し、受託者選定基準に基づき採点し、最優秀提案者を選定します。

### ア 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書等に記載された内容が、次の（ア）から（ウ）までの項目を満たしていることを確認します。

- (ア) 提案書全体について、同一事項に対する2以上の提案又は提案事項間の食い違いや矛盾がないこと。
- (イ) 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。
- (ウ) 当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が、仕様書に定める仕様に適合していること。

なお、（ア）から（ウ）までの項目を1項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

### イ 最優秀提案者の選定方法

選定委員会は、提案書に記載された内容を評価して得点を付し、得点の合計が最も高い提案をした事業者を最優秀提案者として選定します。

## （6）優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。

## （7）選定結果は、参加事業者全てに通知します。

（8）優先交渉権者が委託契約を締結しない場合は、得点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と委託契約を締結します。

（9）参加者が1者のみでも審査し、選定を行います。適正な者であれば、契約交渉を行います。

## 3 参加辞退

参加表明書を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、参加辞退届出書（様式第12号）を町に提出してください。

## 4 事務局

このプロポーザルに関する事務局は、次のとおりです。

琴浦町子育て応援課

〒689-2392 琴浦町徳万591番地2

電話：0858-52-1709 ファクシミリ：0858-49-0000

電子メールアドレス：kosodate@town.kotoura.tottori.jp

## 第6 提案書等に関する条件

### 1 委託料に関する条件

### (1) 履行の確認等

受託事業者は、毎月分の業務完了報告書を、当該月分の委託業務の終了後、直ちに、町に提出していただきます。ただし、3月分については、同月末日までに提出していただきます。

町は、業務完了報告書を受領したときは、当該委託業務が委託契約等に基づき適切に処理されていることを確認します。

### (2) 委託料の支払

委託料は、令和8年4月分を初回として、月ごとに支払います。受託事業者は、当該月分の委託料を、所定の請求書により町に請求することができます。町は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、受託事業者に対し委託料を支払います。

なお、町が受託事業者に支払う各月の委託料の額は、毎年度の委託料の額を12か月で均等に分割した額とします。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を各年度の4月分から2月分までの各月分の委託料の額とし、その1か月分の委託料の額に切り捨てた端数の合計額を加えた額を当該年度の3月分の委託料の額とします。

### (3) 調理数の変動に伴う委託料の変更

実施条件（調理予定日数×日最大調理数。）と実際の年間調理数とが著しく異なる場合には、町と受託事業者が協議の上、委託料の額を変更することがあります。

## 2 リスク管理方針

委託契約の締結後の町と受託事業者の主なリスク分担方針は、次のとおりとします。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		町	事業者
事業の中止及び延期に関するリスク	町の指示によるもの 事業者の事業放棄又は破綻	○ ○	
不可抗力リスク	天災、暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変動リスク	事業内容の変更		○
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○
調理事故、異物混入等に関するリスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

## 3 遵守法令

### (1) 法 令…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律、食品衛生法、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令及びその他関連法規等

- (2) 要綱等…幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府、文部科学省、厚生労働省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及びその他関連要綱等

## 第7 委託事業実施に関する事項

### 1 委託業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 受託事業者の債務不履行の場合

ア 受託事業者の責めに帰すべき事由により債務の不履行が生じ、又はその懸念が生じた場合には、町は受託事業者に対して改善を勧告し、一定期間内に改善策の提出及びその実施をもとめることができます。また、受託事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、町は、委託契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することとします。

イ 町は、受託事業者が受託業務を完全に処理する見込みがないと認めると、又は委託契約に違反してその目的を達することができないと認めると、履行保証人に対し、委託業務の処理を求めることがあります。

ウ 履行保証人は、前項の規定による委託業務の処理の請求があったときは、受託事業者に代わって、委託業務を処理しなければならないこととします。

- (2) 町の債務不履行

ア 町の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難となったときは、受託事業者は、委託契約を解除することができます。

イ アの場合において、受託事業者が委託契約を解除したときは、受託事業者は、町に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができます。

- (3) 当事者の責めにきすことができない事由により継続が困難となった場合

不可抗力その他受託事業者の責めに帰すことができない事由により委託業務の継続が困難となった場合、町及び受託事業者双方により委託業務の継続の可否について協議します。この場合において、一定期間内に協議が調わないときは、相手方に対する事前の通知により、町又は受託事業者は、委託契約を解除することができることとします。

### 2 町による本委託事業の実施状況の評価

町は、受託事業者が提供する業務について、定期又は隨時に評価を行います。

その結果、委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

### 3 運営委員会の設置

給食調理業務等の円滑化を推進するため、町は、琴浦町こども園給食運営委員会を設置します。